

**令和4年度
第1回 摂津市国民健康保険運営協議会**

摂津市保健福祉部国保年金課

会議次第内容

1. 会長・副会長の選任について
2. 令和3年度摂津市国民健康保険特別会計決算概要について
3. 保健事業の取組について
4. その他

1. 会長・副会長の選任について

2. 令和3年度 摂津市国民健康保険特別会計の決算概要について

被保険者の状況①

社会保険の適用拡大や、いわゆる「団塊の世代」の75歳到達により、被保険者数の減少が続いており、令和4年度以降も被保険者数の減少傾向は継続する見込みです。

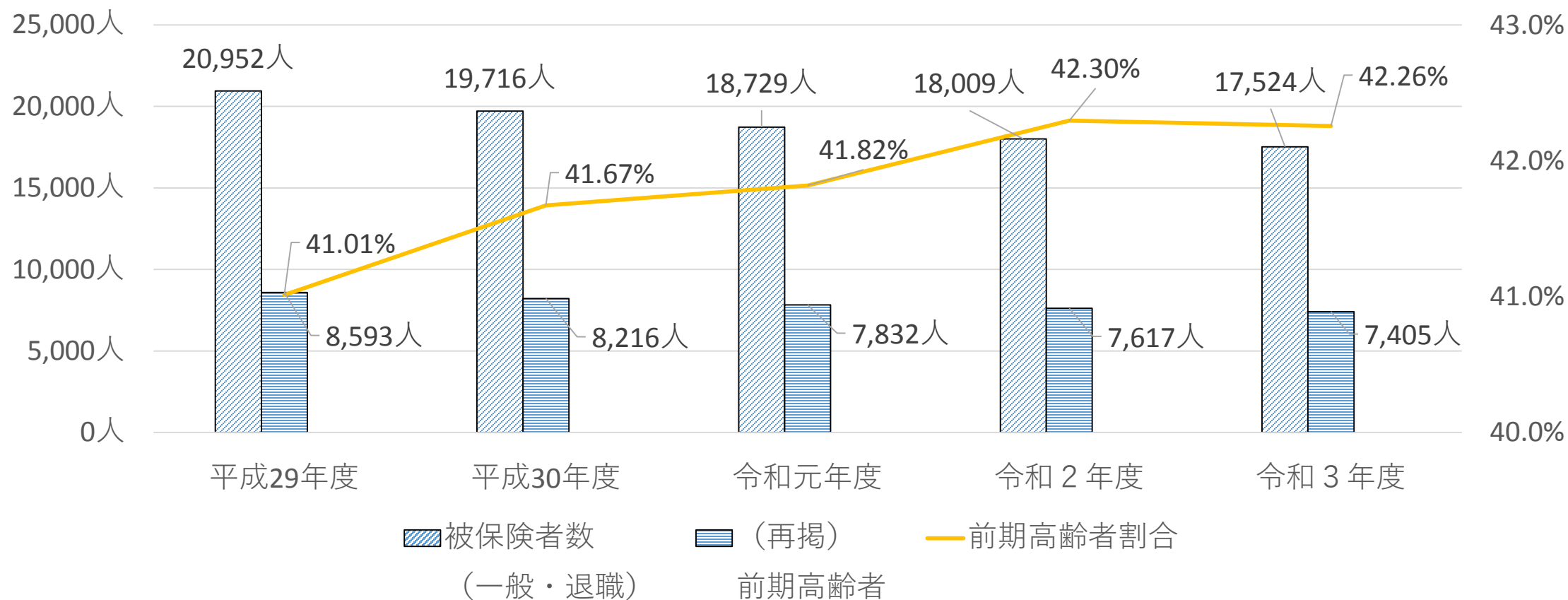
年度	被 保 険 者 数 (年間平均：4 - 3月)					参 考 (年度末数値)	
	一般	退職	合計	(再掲) 前期高齢者	(再掲) 介護第2号 (40歳～64歳)	後期高齢者数	国保加入率
平成29年度	20,774人	178人	20,952人	8,593人	6,553人	9,743人	23.69%
平成30年度	19,655人 (△ 1,119)	61人 (△ 117)	19,716人 (△ 1,236)	8,216人 (△ 377)	6,190人 (△ 363)	10,351人 (608)	22.28% (△1.41)
令和元年度	18,720人 (△ 935)	9人 (△ 52)	18,729人 (△ 987)	7,832人 (△ 384)	5,901人 (△ 289)	10,784人 (433)	21.03% (△1.25)
令和2年度	18,009人 (△ 711)	0人 (△ 9)	18,009人 (△ 720)	7,617人 (△ 215)	5,710人 (△ 191)	10,971人 (187)	20.49% (△0.54)
令和3年度	17,524人 (△ 485)	0人 (—)	17,524人 (△ 485)	7,405人 (△ 212)	5,597人 (△ 113)	11,377人 (406)	19.74% (△0.75)

※ () 内は前年度からの増減

被保険者の状況②

平成28年度以降、被用者保険の適用拡大により若年者層が国保を抜けたことから相対的に前期高齢者の割合が増加してきましたが、令和3年度は令和2年度とほぼ同水準となっています。

被保険者数の推移と前期高齢者の割合



令和3年度 決算

令和3年度決算における歳入歳出差引額は約1,902万7千円となり、財政収支の均衡が図られています。

(単位：千円)

歳入科目	R2	R3	増減	前年比
国民健康保険料	1,863,582	1,799,598	△63,984	96.57%
国庫支出金	56,540	32,008	△24,532	56.61%
府支出金	6,520,948	6,612,437	91,489	101.40%
繰入金	815,395	804,279	△11,116	98.64%
繰越金	17,332	62,934	45,602	363.11%
その他	24,116	11,897	△12,219	49.33%
合計	9,297,913	9,323,153	25,240	100.27%

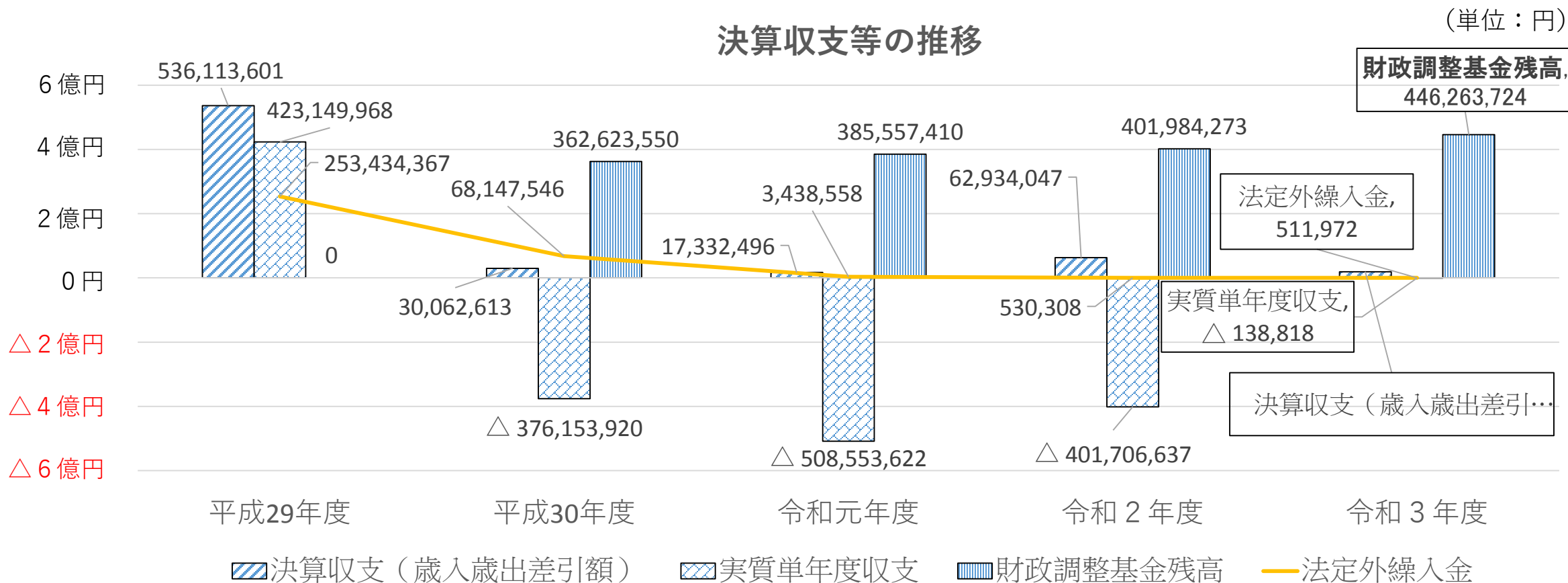
(単位：千円)

歳出科目	R2	R3	増減	前年比
総務費	155,444	142,368	△13,076	91.59%
保険給付費	6,337,088	6,431,543	94,455	101.49%
事業費納付金	2,651,241	2,604,122	△47,119	98.22%
保健事業費	63,357	66,654	3,297	105.20%
その他	11,423	15,160	3,737	132.71%
基金積立金	16,427	44,279	27,852	269.55%
合計	9,234,980	9,304,126	69,146	100.75%

$$9,323,153,808\text{円 (歳入総額)} - 9,304,126,058\text{円 (歳出総額)} = 19,027,750\text{円 (歳入歳出差引額)}$$

決算収支等の推移

令和3年度におきましては決算収支額が前年度よりも減少したものの、法定外繰入金額についても前年度同様低水準に抑えられ、健全な財政運営が図られています。



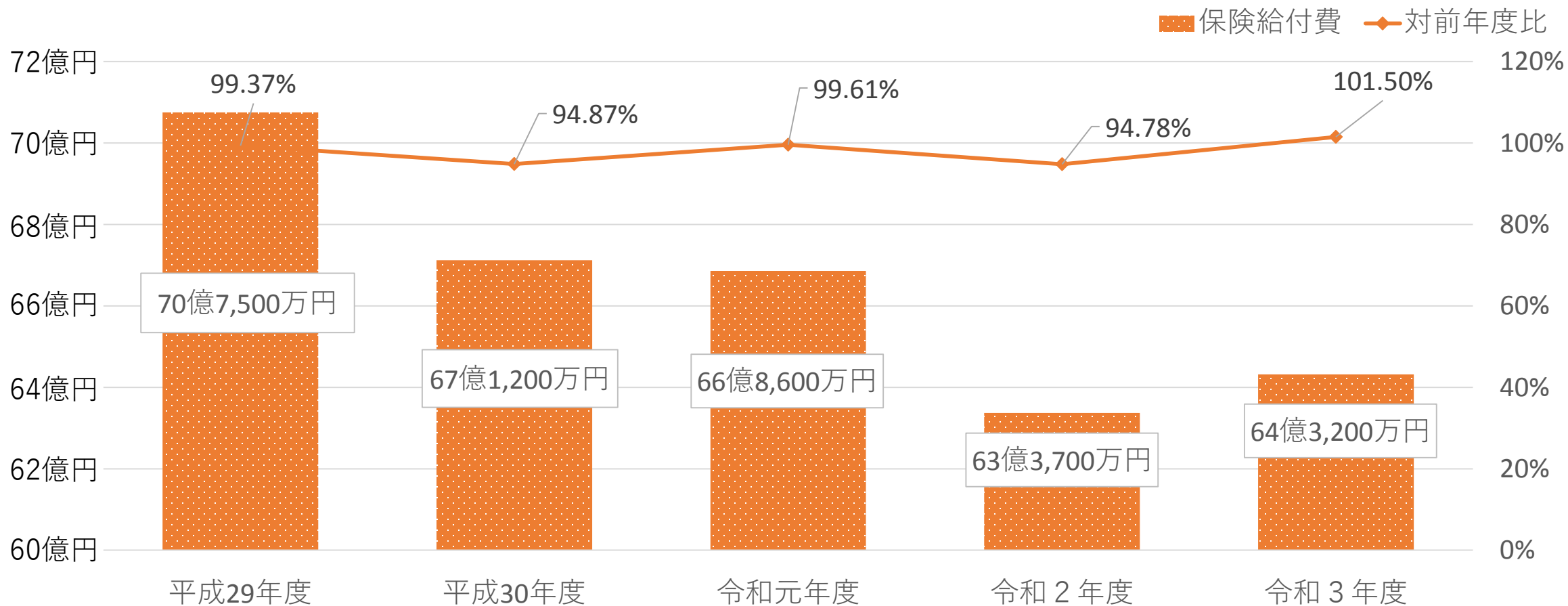
● 決算収支 (歳入歳出差引額) = 歳入額 - 歳出額

● 実質単年度収支 = 決算収支 - 繰越金 - 法定外繰入金 - 基金繰入金 + 基金積立金

医療費（保険給付費）の推移

令和3年度の保険給付費は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による受診控えからの回復により前年度に比べ約9,500万円の増となっています。

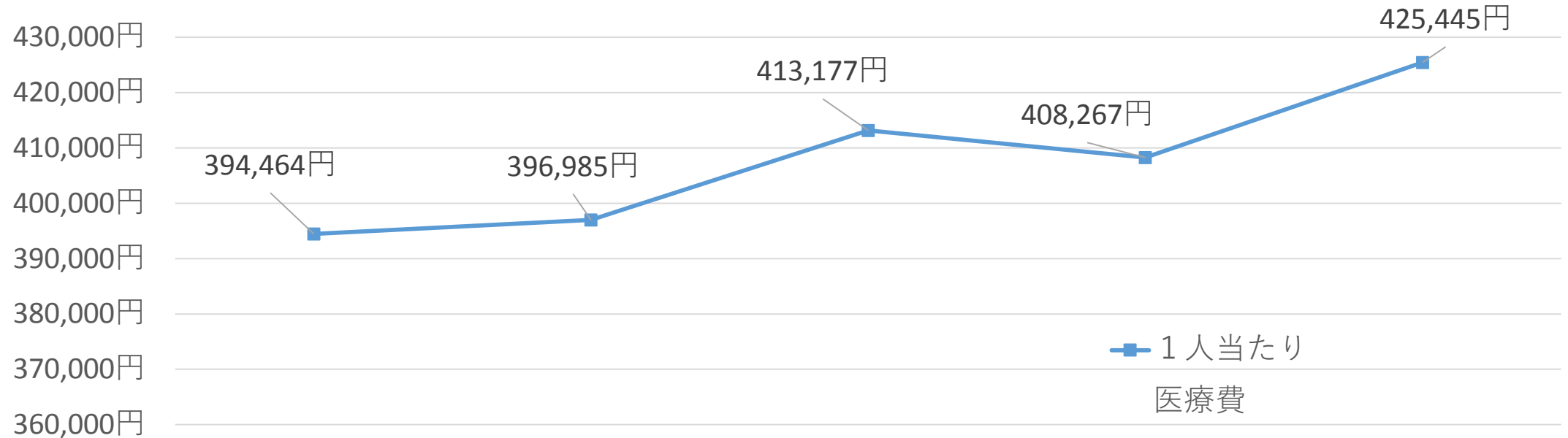
医療費（保険給付費）の推移



1人あたり医療費（費用額）の推移

令和3年度の1人あたり医療費（費用額）は新型コロナウイルス感染症拡大の影響による受診控えの解消により前年度に比べ17,178円増加し、425,445円となっています。

1人あたり医療費（費用額）の推移



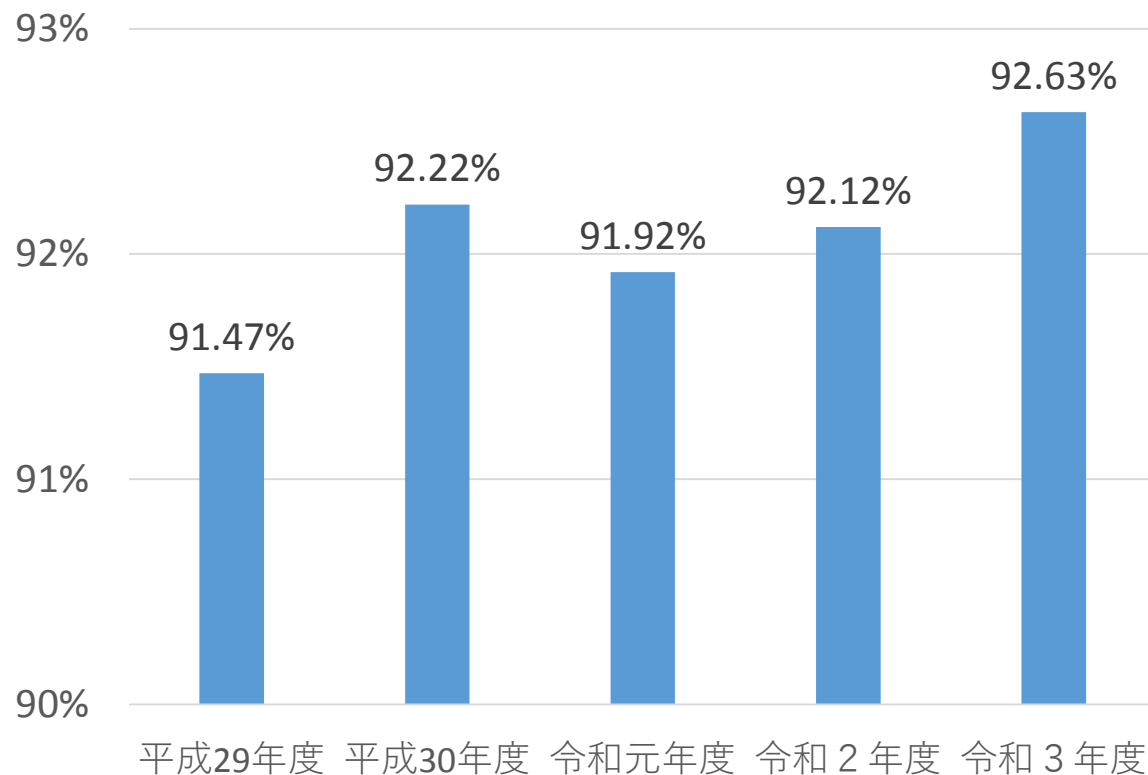
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
1人あたり医療費	394,464円	396,985円	413,177円	408,267円	425,445円
前年度比	106.94%	100.64%	104.08%	98.81%	104.21%

保険料収納率の推移

令和3年度は前年度に比べ、現年分0.51ポイントの増、滞納繰越分1.26ポイントの減となりました。

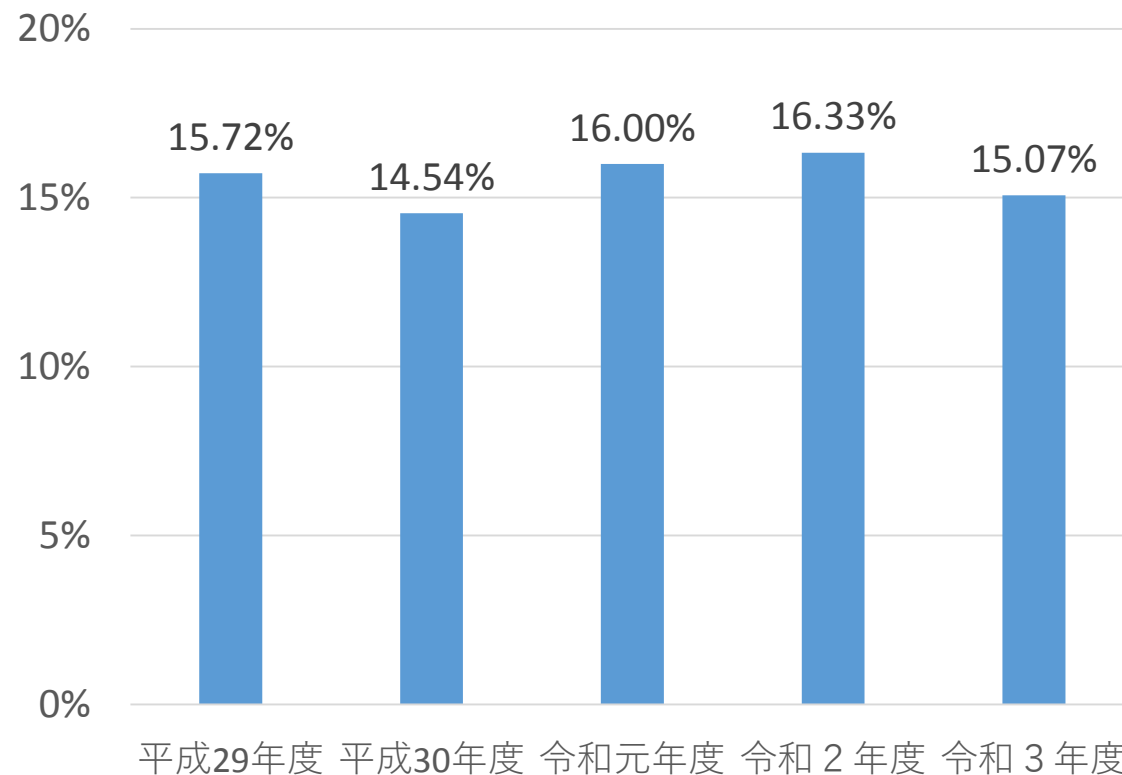
収納率の推移（現年分）

■ 収納率



収納率の推移（滞繰分）

■ 収納率



※収納率：還付未済額控除後の数値

保険者としての取組評価について【保険者努力支援制度等の評価分】

◆保険者努力支援制度とは

保険者努力支援制度は、平成27年の国民健康保険法等の改正により、保険者における医療費適正化に向けた取組等に対する支援を行うため、保険者の取組状況に応じて交付金を交付する制度として創設されました。

保険者における医療費適正化の取組等を評価する指標を設定し、達成状況に応じて交付金を交付する制度として、平成30年度より本格実施されています（取組評価分）。

本市は重複服薬者に対する取組やデータヘルス計画の策定に対する取組が評価され、府内43市町村の中でも比較的高順位に位置しています。

直近5年間の獲得金額

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
保険者努力支援制度	1,770万2千円	3,604万8千円	3,689万2千円	3,454万2千円	3,098万1千円
府内順位	—	17位	3位	13位	17位

保険者としての取組評価について【特別交付金（府繰入金）等の評価分】

◆特別交付金（府繰入金）について

平成29年度までは都道府県特別調整交付金として交付されていたもので、平成30年度の広域化後は特別交付金（府繰入金）として、Ⅰ「財政の健全性の確保・向上」、Ⅱ「広域化の推進」、Ⅲ「健康づくり・医療費適正化の促進」等それぞれの交付基準ごとに評価され、交付額が決定されます。

◆特別交付金（先駆的な取組促進事業）について

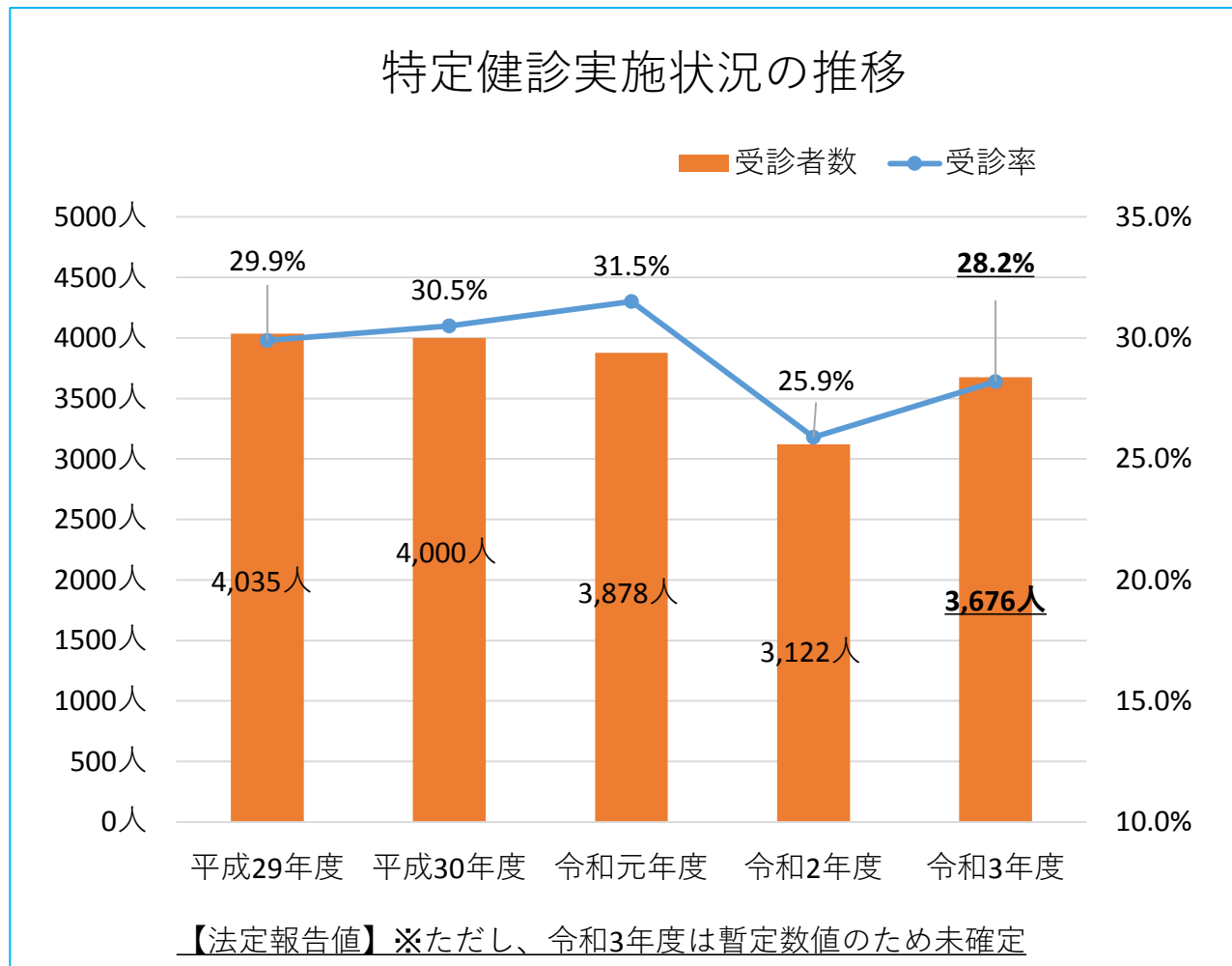
令和元年度から開始された府独自のインセンティブ制度であり、特別交付金（府繰入金）の評価区分「Ⅱ広域化の推進」において、「先駆的な取組等を実施している」市町村に対して交付されるものとなっています。令和3年度におきましては、服薬適正化推進事業が交付対象となりました。

直近5年間の獲得金額

	(旧) 都道府県 特別調整交付金	特別交付金（府繰入金）			
		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
Ⅰ 財政健全化	2,736万円	1,355万6千円	1,043万8千円	824万4千円	838万9千円
Ⅱ 広域化推進	2,324万3千円	1,164万4千円	624万6千円	645万1千円	606万3千円
Ⅲ 保健事業	530万7千円	2,716万4千円	1,697万9千円	1,309万2千円	1,395万4千円
先駆的な取組促進事業	—	—	913万9千円	547万8千円	547万8千円 _{1,2}

3. 保健事業の取組について

令和3年度 特定健診の実施状況



◆特定健診について

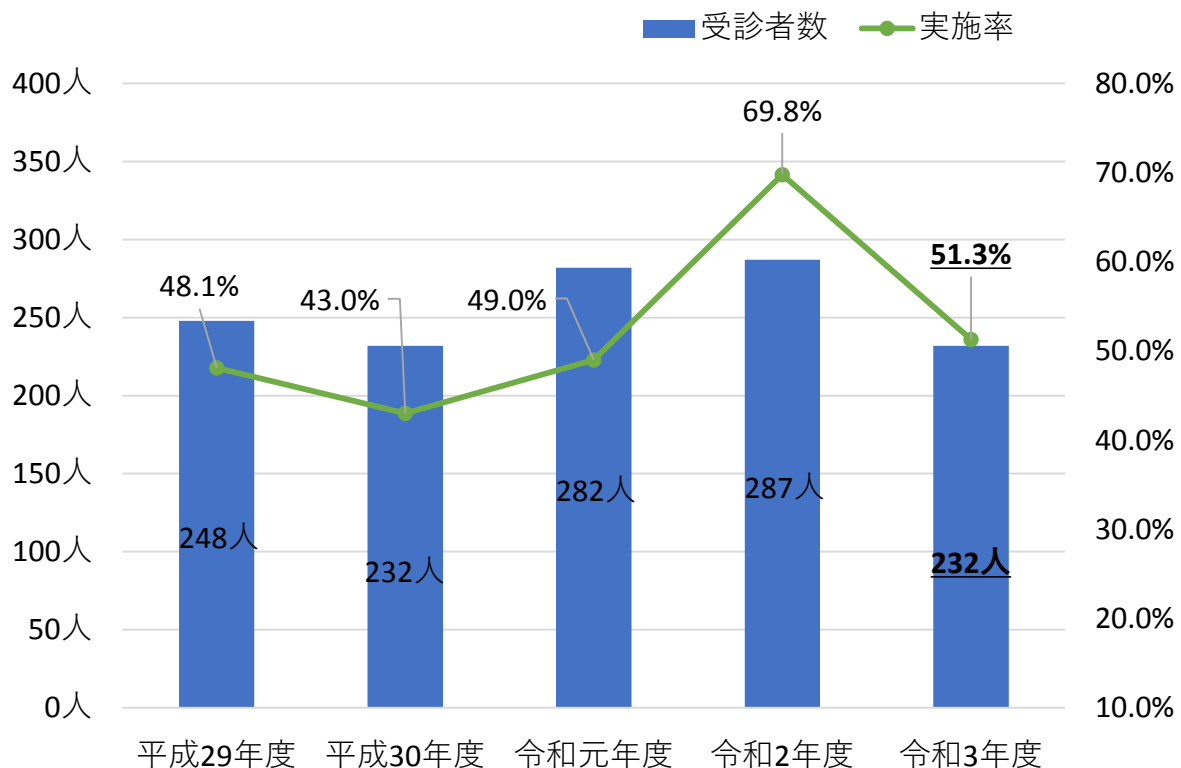
特定健診は、国保被保険者のうち40～74歳の方を対象に年1回実施しています。希望者は保健センターでの集団健診か指定医療機関での個別健診を選択することができます。

令和3年度は新たにAI・ナッジ理論を活用した未受診者勧奨ハガキの送付を行うとともに、出張での特定健診を実施しました。

引き続き、被保険者への電話によるアプローチ、職場健診データの提供依頼や人間ドック費用助成制度の周知啓発、健康マイレージ等の他施策との連携を実施してまいります。

令和3年度 特定保健指導の実施状況

特定保健指導実施状況の推移



【法定報告値】※ただし、令和3年度は暫定数値のため未確定

◆特定保健指導について

特定保健指導は、特定健診の結果「動機付け支援」「積極的支援」に該当した方を対象に保健センターで実施しています。

令和3年度は未利用者対策として、健診結果説明会の実施や、参加案内文書の送付、電話勧奨などを進めてまいりました。

今後も、引き続き、プレ指導を行い、実施率向上に努めるとともに、対象者が自身の健康状態を自覚し、自ら健康的な生活に改善できるよう、様々な働きかけやアドバイスを行ってまいります。

令和3年度 人間ドック費用助成の状況

平成30年度からの広域化に伴い、生活習慣病重症化予防の取組として府内全市町村で実施することになり、人間ドックを受診した際の健診費用の一部を助成しています。なお、助成申請により、健診結果をご提供いただくことで、特定健診受診率の向上等の効果も見込んでいます。

◇対象者：40歳～74歳の国保被保険者

◇助成額：（上限）26,000円（府内共通上限（13,000円）に13,000円を上乗せ）

◇要件：特定健診の検査項目を満たしていることなど

※令和2年度受診分は、令和3年8月末まで申請受付



■令和3年度助成件数（4月～3月）

	男性	女性	合計
令和元年度	48	44	92
令和2年度	68	53	121
令和3年度	77	69	146

令和3年度スマホdeドックの実施状況①

・スマホdeドックとは、「送付型自己採血キットを使用した若年者向けセルフ健康チェックサービス事業」を指し、40歳未満の若年者の健康意識の向上を目的として、平成29年度から令和3年度と5か年にわたり実施しております。

・令和3年度は、35歳～39歳の被保険者を対象に令和4年1月11日～令和4年2月28日で事業案内を送付し、無料で参加者を募りました。結果は以下のとおりです。合わせて、令和2年度に引き続き、同期間で特定健診の年代である40代を対象にも実施（P21⑤・P22⑥参照）しています。

■申込み・検査状況

R 3	対象者数	申込数	申込率	検査数	検査率
男性	376	47	12.5%	36	76.6%
女性	268	48	17.9%	35	72.9%
計	644	95	14.8%	71	74.7%
* R2計	712	119	16.7%	97	81.5%
* R1計	723	100	13.8%	88	88.0%
* H30計	808	93	11.5%	77	82.8%
* H29計	913	126	13.8%	98	77.8%

令和3年度スマホdeドックの実施状況②

■検査結果（総合判定A～D）による医療機関への受診について

総合判定	受診しようと思っ ている	受診しようと思っ て病院を検索した	すでに医療機関 を受診予約した	結果が良いので、 受診意向なし	結果は悪いが、 受診意向なし
A	0%	0%	0%	100%	0%
B	0%	0%	0%	0%	0%
C	42%	8%	0%	17%	33%
D	0%	40%	0%	40%	20%
合計	26%	16%	0%	32%	26%

* 令和2年度はD判定の91%が医療機関の受診意向あり

* 令和元年度はC判定の60%、D判定の66%が医療機関の受診意向あり

* 平成30年度はC判定の71%、D判定の50%が医療機関の受診意向あり

* 平成29年度はD判定の70%が医療機関の受診意向あり

・ 令和3年度は、C判定の50%、D判定の40%が医療機関の受診意向・受診行動を示しています。

令和3年度スマホdeドックの実施状況③

■総合判定（血液検査のみ）

R3	A判定	B判定	C判定	D判定	所見あり
男性	14%	11%	31%	44%	* 86%
女性	20%	34%	20%	26%	* 80%
* 令和2年度は男性で91%、女性で85%が所見あり					
* 令和元年度は男性で100%、女性で84%が所見あり					
* 平成30年度は男性で88%、女性で81%が所見あり					
* 平成29年度は男性で98%、女性で82%が所見あり					

【判定基準】

	判定内容	所見
A	基準値内	なし
B	軽度異常値	
C	高度異常値	あり
D	医療必要性あり	

■令和3年度スマホdeドックのまとめ

- ・血液検査による総合判定から、将来的な生活習慣病の発症の恐れがある若年者が潜在している状況が伺えます。
- ・問診から、C判定の94%、D判定の80%において、生活習慣の改善について「既に取り組んでいる」または「改善するつもり」と回答があり、本事業の目的である若年者の健康意識の向上につながっています。

令和3年度スマホdeドックの実施状況④

■令和2年度スマホdeドック受診者の動向から見えてくるもの

◇若年者健診を次年度（令和3年度）に受診したか

	若年者数 (36～39歳)	若年者健診 受診者数	受診率 (%)
全 体	571人	26人	4.6%
R2スマホ・受診者	79人	11人	13.9%
R2スマホ・未受診者	492人	15人	3.0%

◇特定健診を次年度（令和3年度）に受診したか

	対象者 (40歳到達)	特定健診 受診者数	受診率 (%)
全 体	141人	19人	13.5%
R2スマホ・受診者	18人	8人	44.4%
R2スマホ・未受診者	123人	11人	8.9%

左記の分析より、その後の行動として、若年者・特定健診の高い受診につながっていることが分かります

■今後の展開

●スマホdeドックの受診を契機として、健康意識や行動の改善効果が見られることから、同事業を引き続き継続実施します。

●令和3年度は、令和2年度に引き続き、従来の35～39歳の対象者に加え、複数年の未受診者である特定健診対象年齢者にも実施（次ページ）しており、令和4年度も実施予定としています。

●血液検査結果等を踏まえ、保健師による保健指導につなげることも引き続き検討します。

令和3年度スマホdeドックの実施状況⑤【特定健診年齢対象分】

令和3年度は、令和2年度に引き続き、特定健診の年代である40代を対象に若年者分と合わせて実施しました。（43歳～45歳の被保険者で過去3年連続特定健診未受診者を対象）

■申込み・検査状況

	対象者数	申込数	申込率	検査数	検査率
男性	193	13	6.7%	11	84.6%
女性	125	18	14.4%	15	83.3%
計	318	31	9.7%	26	83.9%
*R2計	318	41	12.9%	35	85.4%
*R1計	371	45	12.1%	37	82.2%

■総合判定（血液検査のみ）

	A判定	B判定	C判定	D判定	所見あり
男性	0%	27%	18%	55%	* 100%
女性	20%	27%	46%	7%	* 80%

* 令和2年度は男性で93%、女性で76%が所見あり

* 令和元年度は男性で95%、女性で89%が所見あり

【判定基準】

	判定内容	所見
A	基準値内	なし
B	軽度異常値	あり
C	高度異常値	
D	医療必要性あり	

令和3年度スマホdeドックの実施状況⑥【特定健診年齢対象分】

■令和2年度スマホdeドック受診者の動向から見えてくるもの

◇特定健診を次年度（令和3年度）に受診したか

	対象者 (44～46歳)	特定健診 受診者数	受診率 (%)
全体	318人	21人	6.6%
R2スマホ・受診者	35人	11人	31.4%
R2スマホ・未受診者	283人	10人	3.5%



令和2年度の検査実施者の内、スマホdeドック受診の方が、未受診者より特定健診受診率で高くなった。

■今後の展開

コロナ禍という状況もあり、対象母数が小さいことから、特定健診受診などの行動変容につながるかどうかを、引き続き、経年で分析していく必要があると考えています。

令和3年度服薬適正化推進事業の取組状況

「せっつ服薬適正化プロジェクト」の最終年度で、被保険者の複数医療機関における受診レセプトデータを保有する保険者だからこそできる取組として服薬適正化推進事業を以下のとおり実施しました。

多剤服薬（6種類以上）の対象者へ身近な薬局でご相談いただくよう、服薬履歴を載せた「服薬情報のお知らせ（通知書）」と残薬を入れるおくすりバッグ（セッピー・ブラウンバッグ）を送付し、摂津市薬剤師会との連携のもと、適正な服薬・調剤を促進し、被保険者の健康リスクの軽減並びに医療費適正化につなげます。事業では、毎月、市内薬局から報告がなされる相談受付件数等を集計するとともに、年度後半に通知対象者の服薬状況の変化をレセプトデータ等で分析し、効果測定を行いました。

○対象年齢：原則、60代以上の国保被保険者 ○対象者：原則、複数医療機関を受診されている多剤服薬（6種類以上）の方 ○対象人数：R3：892名（R1：1048名、R2：1080名）



◆事業実施により見られた効果等の実績

対象者一人当たりの長期服薬の医薬品数の減少、重複服薬の該当者数の割合減少など、被保険者の服薬リスクの軽減が一定図られました。

◆3か年総括（R1～R3）・今後の展開

長期服薬の医薬品数⇒対象者平均で年0.4種類の減少、重複服薬の該当者数の割合⇒全体平均で年3.7%の減少、（参考）調剤費⇒年間約800万円程度の抑制、など、3年間の取組を通じ以上の成果が確認できました。同プロジェクトは一旦終了となりますが、令和4年度以降も、KDBシステムを活用し、摂津市薬剤師会との連携のもと、多剤服薬等の対象者に対し引き続き勧奨通知の送付を行っていきます。

4. その他

◇広域化の進捗状況および今後の課題と見通し

◇新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金について

◇出産育児一時金の状況について

広域化の進捗状況および今後の課題と見通し

◆令和4年度保険料率統一状況

- ・統一保険料率（標準保険料率）：15市町
- ・独自保険料率：28市町村

（府内43市町村のうち、3分の1以上が統一保険料率に移行済み。）

◆令和4年度の主な検討事項

- ・令和3年度の決算状況を踏まえた検証（保険料率・標準収納率等）
- ・保険料率算定時に加味する府全体の共通公費の範囲
- ・精神・結核給付のあり方
- ・医療費適正化及び保健事業のあり方など

◆今後の予定

- ・令和3年度からの新たな大阪府国民健康保険運営方針に基づき運営が行われており、なお残る広域化に係る課題等について、広域化調整会議等を通じ、議論が行われる予定となっております。

新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金について

新型コロナウイルス感染症対策で令和2年度から以下の対象者に傷病手当金の支給を実施しています。

【対象者】 国民健康保険加入の被用者（給与等の支払いを受ける方）で、新型コロナウイルス感染症に感染した、または発熱等の症状があり感染が疑われることにより、療養のために労務に服することができなくなった方

【対象となる条件】

- 給与等の支払いを受けている摂津市国民健康保険の加入者であること
- 新型コロナウイルス感染症に感染した、または発熱等の症状があり感染が疑われることにより、療養のために労務に服することができなくなったこと
- 労務に服することができなくなった日から3日が経過し4日目以降にも労務に服することができなくなった日があること
- 給与等の支払いを受けられないか、一部減額されて支払われていること

【支給対象期間】 労務に服することができなくなった日から起算して、3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち、労務に服することを予定していた日

【適用期間】 （令和4年8月1日時点）令和2年1月1日から**令和4年9月30日**まで（国が支援を延長する場合は延長予定）

【支給金額】 （直近の継続した3月間の給与収入の額の合計額 ÷ 就労日数） × $\frac{2}{3}$ × 支給対象日数

【令和3年度実績】 件数：28件 支給額：1,229,014円

出産育児一時金の状況について

国においては、「経済財政運営と改革の基本方針2022」において、少子化対策の一環で出産育児一時金の増額をはじめとする議論が進められることとされており、厚生労働省の審議会等でそのあり方の検討が進められています。

【出産育児一時金とは】

健康保険に加入している人が出産をしたときに、一時金として420,000円（産科医療補償制度未加入の医療機関等での出産の場合は408,000円）を支給する制度でございます。妊娠12週（85日）以上の死産・流産の場合も支給の対象となります。

【出産育児一時金の支給額の変遷】

- ・平成6年9月～：30万円
- ・平成18年10月～：35万円
- ・平成21年1月～：38万円
- ・平成21年10月～：42万円（39万円＋3万円）
- ・平成27年1月～：42万円（40.4万円＋1.6万円）
- ・令和4年1月～：42万円（40.8万円＋1.2万円）

【出産育児一時金に係る平均費用額（正常分娩のみ）】

全国：46.0万円（令和元年度） ・ 摂津市国保：46.1万円（令和元年度）

【適用時期】 未定 【支給額】 未定

今後、国の方針決定を踏まえ、国民健康保険条例の改正等の対応を行う予定としています。